

事務連絡
令和2年7月7日

事業主各位

東洋水産健康保険組合

新型コロナウイルス感染症の影響による保険者算定の特例について

令和2年6月24日付にて、厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者についての健康保険の標準報酬月額の保険者算定の特例について」が通知され、新型コロナウイルス感染症の影響により休業した方で、休業により報酬が著しく下がった方について、事業主からの届出により、健康保険の標準報酬月額を、通常の随時改定（4か月目に改定）によらず、特例により翌月から改定可能となりました。

詳細は日本年金機構のホームページをご参照下さい。
該当される方がいる場合は届け出をお送りいたしますので、東洋水産健康保険組合までご連絡ください。